

● 修学奨励金給付状況

	対象	給付額	R7	
			金額（円）	件数（件）
特待生A	人物、成績が特に優秀と認められた学生。	1名あたり年間50万円とし、給付枠は各年次16名以内とする。	8,750,000	18
特待生B	特待生A以外。	1名あたり年間25万円とし、各年次概ね90名程度とする。	46,625,000	188
			55,375,000	206

新制度	対象	給付額	R7	
			金額（円）	件数（件）
第1種	博士前期課程（修士課程）に在籍する1年次生であって、経済的な支援を必要とする者（特待生を除く）。	1名あたり年間25万円とし、給付枠は年間5名以内とする。	0	0
第2種	博士前期課程（修士課程）及び博士後期課程に在籍する学生であって、各専攻が認める学協会などにおいて研究成果が評価された者。	1件につき10万円を上限とし、給付枠は年間150件以内とする。	6,030,000	110
第3種	博士前期課程（修士課程）及び博士後期課程に在籍する学生であって、各専攻が認める学協会などにおいて研究発表を行うために要する旅費を必要とする者。	1件につき3万円を上限とし、1学年につき1回限りとする。	6,905,450	237
第4種	博士前期課程（修士課程）及び博士後期課程に在籍する学生であって不測の事情により経済的な支援を急ぎ必要とする者。	1名あたり年間25万円を上限とし、給付枠は年間10名以内、1学年につき1回限りとする。	0	0
			12,935,450	347